

事後審査型一般競争入札(郵便入札)の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定により公告する。

令和8年3月13日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象

| | |
|--------------------|------------------------------------|
| 業 務 名 (発 注 課) | 令和8年度 公営企業会計アドバイザー業務 (環境部 下水道課) |
| 業 務 場 所 | 佐久市中込1335 佐久市下水道管理センター |
| 業 務 概 要 | 公営企業会計に係る指導・助言 |
| 履 行 期 間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は佐久市財務規則第103条第1項に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び同条第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 令和7年度佐久市建設工事等入札参加資格者名簿又は令和7年度佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿に登録されていること。
- (4) 仕様書に記載の公認会計士の有資格者の配置を行える者であること。
- (5) 国、地方公共団体、またはこれらに準ずる公共的機関(一部事務組合、広域連合及び企業団等)が発注した同業務(同等程度の規模及び内容の業務)について、過去5年間(入札公告日現在において完了しているものに限る)に履行実績を5件以上有すること。

3 入札の日程等

本入札は、佐久市郵便入札試行要綱に基づく郵便入札として執行する。

| 入札手続等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項等 |
|----------|---|--|
| 設計図書等の閲覧 | 令和8年3月13日(金)から入札日まで | ・市ホームページへの掲載 ・佐久市環境部下水道課(佐久市下水道管理センター内) |
| 入札参加申請受付 | 令和8年3月13日(金)から令和8年3月17日(火)まで(最終日は午後5時15分まで) | ・提出書類は、「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部、「業務実績表」(業務実績を証明できる契約書、業務内容及び業務完了が確認できる書類の写し。過去5年以内に5件) 1部 ・佐久市環境部下水道課(佐久市下水道管理センター)へ郵送(必着)または持参により提出のこと。 |

| | | |
|---|--|---|
| 設計図書等 の 入 手 | 令和8年3月13日(金)から 入札日まで | ・市ホームページよりダウンロードすること。 |
| 設計図書等に関する 質 問 受 付 | 令和8年3月16日(月)から 令和8年3月18日(水)まで (最終日は午後5時15分まで) | ・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・直接持参、郵送(必着)、ファックスまたはEメールで佐久市下水道管理センターへ提出すること。 |
| 回 答 の 期 日 | 令和8年3月19日(木)以降 | ・下水道課より市ホームページにて回答する。 |
| 入 札 書 提 出 期 限 | 令和8年3月24日(火) 必着 (持参は午後5時15分まで) | ・入札書は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより、左記の入札書提出期限(以下「指定提出期限」という。)までに下記の提出先(以下「指定郵便局」という。)へ郵送または、佐久市環境部下水道課(佐久市下水道管理センター)へ直接持参により提出すること。 【提出先(指定郵便局)】 〒385-0051 佐久市中込 3056 番地 佐久市役所内郵便局留置 佐久市 環境部 下水道課 ・使用する封筒は、外封筒及び中封筒の二重封筒とし、入札書は、中封筒に入れ封印すること。(持参の場合も同様) ・外封筒及び中封筒の表面には、別添「入札用封筒のあて先貼付け用紙」に、商号または名称を記載の上貼付けすること。(持参の場合も同様) |
| 入 札 開 札 日 時 ・ 場 所 | 令和8年3月26日(木) 午前10時00分 | ・佐久市下水道管理センター 2階 会議室 |
| 落 札 者 の 決 定 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。 | |

| | |
|------------------------------|--|
| 入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者) | <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は <ol style="list-style-type: none"> 1 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 1部 2 「公認会計士資格を証する書面の写し」 1部 3 「誓約書」 1部 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに郵送(当日消印有効)または持参により提出すること。郵送の場合は、複写した申請書類をEメール(gesuido@city.saku.nagano.jp)であわせて提出すること。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市中込 1335 下水道課 |
| 入札結果の公表 | ・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する(契約日以降)。 |

4 入札事項等

| | |
|-----------|---|
| 入札事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は1回とする。(佐久市郵便入札試行要綱第9条第4項の規定による。) ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 低入札価格調査制度 | ・適用なし |
| 最低制限価格 | ・適用なし |
| 入札保証金 | ・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。) |
| 契約保証金 | ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 (ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する。) |
| 前払金 | ・適用なし |
| 中間前払金 | ・適用なし |
| 部分払金 | ・佐久市財務規則第138条の規定による。 |
| 入札の無効 | ・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。 |

5 注意事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、参加すること。
- ・本件入札は、当該契約に係る予算が議決され、当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じることとする。契約締結予定日は令和8年4月1日とする。

6 担当部課等(問合せ先)

| | |
|-----------|---|
| 公告及び業務の内容 | 佐久市 環境部 下水道課 経営管理係 (佐久市中込1335 佐久市下水道管理センター内) TEL. 0267-63-0101 FAX. 0267-63-2843 Eメール: gesuido@city.saku.nagano.jp |
|-----------|---|